

簡易型感震ブレーカー設置可否判断チェックシート

○以下の設問で該当するものがあると、感震ブレーカーをお渡しできない場合があります。ご不明な点は防災・危機管理課（3908-8194）にお問い合わせください。

1. 家庭用電源により作動する、生命維持に関する医療器具を使用している。
→確実に動作する補助電源がある場合に限り設置可能です。
2. ホームセキュリティに加入している、または太陽光発電・エネファーム・エコキュート・プラグインハイブリッドカー接続等の設備がある。
→事前に契約されている事業者様への連絡・確認が必要です。
3. すでに感震センサー内蔵タイプの分電盤である。
→設置できません。
4. 分電盤が蓋付きで、かつ周りの壁の材質が布クロス貼/和紙/漆喰である。
→本来は、分電盤が蓋付きだと「リモートユニット」（必要な方は無償配布）により分電盤の周囲に器具を取り付けますが、上記材質だと接着できません。リモートユニットなしで、分電盤の蓋を常に開けた状態で取り付けることはできます。

【要チェック！】～令和5年4月現在 北区の不燃化特区～

●十条駅周辺地区

上十条1～2丁目全域、十条仲原1～2丁目全域、中十条1丁目5～29番
中十条2～3丁目全域、岸町2丁目3～11番

●志茂地区

志茂1～5丁目の全域

●その他の地域

・赤羽西補助86号線沿道地区

赤羽西1丁目19番・22～27番、赤羽西4丁目22～29番・40～41番・
48～51番・54番

・補助81号線沿道地区

西ヶ原1丁目46番、西ヶ原3丁目65,66番

・岩淵町1～37番

窓口申請の際には、保険証等のご住所を確認できるものをお持ちください。
本人確認書類をご提示いただきます

北区防災・危機管理課 北区王子本町1-15-22 区役所第一庁舎2階⑭窓口